平成 26 年 5 月 29 日

各　　位

会 社 名　株式会社 有沢製作所
代表者名　代表取締役社長　有沢　三治
（コード番号：５２０８　　東証第一部）
問合せ先　取締役常務執行役員　飯塚　哲朗
（ＴＥＬ：０２５－５２４－７１０１）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会に次の定款変更の提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 14 条(招集権者及び議長)につきまして、株主総会の招集権者及び議長を取締役会長または取締役社長にするものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 22 条(取締役会の招集権者及び議長)につきまして、取締役会の招集権者及び議長を取締役会長または取締役社長にするものであります。

(3) 併せて、その他文言の修正を行うものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分であります。）

（招集権者及び議長） 第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。 ２．　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。 ２．　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。 ２．　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

以上